

## 車いすの貸し出し

総社市社会福祉協議会

TEL 92-8565

障がいなどで、車いすを必要とする方に有料で貸し出しを行っています。(原則総社市民の方が対象。)

運搬も行っていきます。(有料)

使用料 (月額)	運搬料 (片道)	貸与期間	更新
500円	500円	1か月	不可

### ●使用料の支払方法

使用料は返却時、運搬料はその都度お支払いください。

### ●守っていただきたい事項

- ・借用した方は、譲渡、交換、転貸及び担保に供することはできません。
- ・貸出期間中の維持管理（雨風、直射日光を避けた場所での保管）は借用した方をお願いします。  
なお、期間中に福祉器具等を損傷した場合も借用した方が修理し、それに要した費用は自己負担をお願いします。
- ・社会福祉協議会の責めに帰すべき事由によらない場合の事故については、責任を負いません。

## 緊急通報装置

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269

急病や災害等の緊急を要するときに救急車や近所の協力員に助けを求めるための装置を貸与します。緊急時以外は安否確認の手段として利用します。

貸与は無償ですが、通話料は利用者負担です。

- 対象者 身体障害者手帳1, 2級をお持ちのひとり暮らしの方  
身体に障がいのあるひとり暮らしの高齢者（65歳以上）の方

### ●申請に必要なもの

- 1 総社市緊急通報装置利用申請書
- 2 緊急通報時器物破損等承諾書
- 3 身体障害者手帳

※ 申請の際には、3人の協力員の方を見つけていただく必要があります。

※ 協力員とは、緊急時に迅速に設置者宅へ出向き、状況等の確認ができる方をいいます。

## 住宅改造費の助成

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269

身体に障がいのある方で、居宅での生活に支障のある方の家庭での生活を容易にするため、住宅を改造する場合の経費の一部を助成しています。

●対象者 身体障害者手帳（肢体不自由障害が、1，2級）をお持ちの方で居宅での生活に支障のある方

●助成対象箇所 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室に係る工事で原則として1住居1回限り

●助成額 対象工事に要する経費の2/3以内。ただし、33万3千円を限度とします。

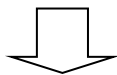
※ 日常生活用具給付等事業または介護保険制度が優先します。

※ 整備内容によっては対象工事とならない場合がありますので、必ず事前に窓口でご相談ください。

●申請に必要なもの

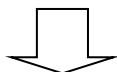
### 1 工事着工前（住宅改修の訪問指導・調査に必要な書類）

- ①住宅改修専門員派遣申請書
- ②工事計画書（整備前・整備予定図面）、工事見積書



### 2 工事着工前（住宅改造助成事業に必要な書類）

- ① 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業申請書
- ② 工事計画書2部（整備前図面・整備予定図面）・・・ 施行事業者作成
- ③ 工事見積書2部 ・・・ 施行事業者作成
- ④ 整備前写真2部（日付が入っているもの）・・・ 施行事業者作成
- ⑤ 住宅改造助成事業対象者調査票・・・ 福祉課作成
- ⑥ 家主の承諾書（借家の場合）



### 3 工事完了後に必要なもの

- ① 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業助成金請求書
- ② 工事完成届
- ③ 完成写真（日付が入っているもの）
- ④ 施行事業者への支払い領収書の写し
- ⑤ 印鑑

7

支援  
日常生活上の

## ヘルプカード・ヘルプマークの交付

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269

ヘルプマークは、知的障がいや精神障がい、聴覚障がい、内部障がいや難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からでは分かりづらい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ヘルプカードは、いざという時に手助けしてもらいたいことや自分の情報を記載したカードです。

### ●交付対象者

市内に在住か在勤、在学の方で、知的障がいや精神障がい、聴覚障がい、内部障がい、難病の方、妊婦など

### ●交付方法

窓口で交付申請書に住所・氏名等を記入



## 高齢者等住宅

### 手すり設置・段差解消支援助成事業

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269

総社市役所長寿介護課 地域ケア推進係  
(窓口⑧番) TEL 92-8373

7

支援  
日常生活上の

高齢者等が住んでいる住宅に手すり設置や段差解消の工事をされる場合に、費用の助成を行います。

- 対象者 総社市に住所があり、市税を完納している方(\*)で、次のいずれかに該当する方。
  - ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、総社市障がい者(児)日常生活用具給付等事業、住宅改造費助成事業の対象とならない方。→福祉課障がい福祉係窓口へ
  - ・65歳以上の方で、「要介護」又は「要支援」の認定を受けていない方。→長寿介護課地域ケア推進係窓口へ
- \*…市税の完納要件について、申請者が未成年の場合は、その保護者の納税状況で判断します。

- 助成対象工事 日常生活上の動線における工事であって、次に掲げるもの。

- ① 手すり、踏み台、階段、スロープの設置。
- ② 敷居の撤去。
- ③ ①、②の改修に附帯する工事。

※市内建築業者が助成対象工事の施工者であること。

- 助成額 助成対象工事に要する費用の2分の1以内の額で、10万円を限度とします。ただし、1人につき1回限りの助成となります。

- 提出書類 申請書に工事前・工事予定図面、工事見積書、工事前写真、工事前家主の承諾書(住宅の所有者が申請者ではない場合)の添付が必要です。工事着手前に申請してください。

## 手話通訳者の設置・派遣

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269  
FAX 92-8385

聴覚や音声・言語に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを図るため、市役所に手話通訳者を置いています。

また、手話通訳者や手話奉仕員の派遣事業も行っています。必要な場合はお問い合わせください。

## 要約筆記者の派遣

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269  
FAX 92-8385

中途失聴・難聴などで、聴覚、音声・言語に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを図るため、要約筆記者や要約筆記奉仕委員の派遣を行っています。

要約筆記とは、医療機関への受診、官公庁における手続き、教育などの場面において、音声情報を文字にしてお伝えする通訳です。

必要な場合はお問い合わせください。

## 7

支援  
日常生活上の

## 広報そうじゃ（点字・声の広報）

総社市役所市政情報課広報広聴係  
TEL 92-8214  
FAX 92-8216

総社市内在住の目の不自由な方に、市の広報紙（毎月1日発行）を朗読した貸出用CDや、主な内容を点字に訳した点字広報をお送りしています。ご希望の方は、送付先などをお知らせください。

## 失語症者向け意思疎通支援

岡山県言語聴覚士会（倉敷平成病院内）  
TEL 086-427-1111(代)  
FAX 086-427-1183

脳卒中などの大脳疾患により、ことばを聞いて理解することや考えをことばにすることができない、文字が書けない、字が書けないなどといった言語に関するやりとりが困難な失語症者向けに、岡山県が意思疎通支援事業を行っています。

日常生活に必要な買い物・書字記入など、言語でのやりとりを必要とする場でコミュニケーションの援助を受けることができます。

詳しくは岡山県ホームページをご覧ください。



岡山県ホームページ

## FAX 119番

総社市消防本部警防課通信指令係  
TEL 92-8344  
FAX 92-9019

聴覚や音声・言語に障がいのある方が救急車や消防車を呼ぶことができるよう、ファックスで119番通報を受け付けています。

FAXの様式は問いませんが、見本を総社市役所福祉課で配布していますのでご利用ください。  
(TEL 92-8269・FAX 92-8385)

## NET 119番

総社市消防本部警防課通信指令係  
TEL 92-8344  
FAX 92-9019

聴覚や音声・言語に障がいのある方がスマートフォン等の携帯端末を利用し、音声によらない通報を行えるシステムです。画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。

総社市役所福祉課障がい福祉係  
(窓口⑩番) TEL 92-8269  
FAX 92-8385

### ●利用対象者

市内に在住か在勤、在学の方で、聴覚、音声・言語に障がいのある方

### ●申請方法

NET 119利用規約に同意の上、申請書兼承諾書へ記入して、消防本部警防課通信指令係、または福祉課障がい福祉係窓口提出ください。

## 郵便等による不在者投票

総社市選挙管理委員会事務局  
TEL 92-8311  
FAX 92-5393

選挙の際、次の表に該当する方は、自宅等で投票用紙に記入し、郵便等により投票することができます。ただし、あらかじめ選挙管理委員会事務局で登録手続きが必要です。

対象者	障がいの程度	障がい名
身体障害者手帳の所持者	1級もしくは2級	両下肢、体幹、移動機能の障がい
	1級もしくは3級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
	1級から3級	免疫、肝臓の障がい
戦傷病者手帳の所持者	特別項症から第2項症	両下肢、体幹の障がい
	特別項症から第3項症	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい
介護保険被保険者証の所持者	要介護状態区分が「要介護5」と記載されている者	

※郵便等による不在者投票の該当者で、上肢機能の障がいか視覚障がいである身体障害者手帳1級の方、また、上肢機能の障がいか視覚障がいである戦傷病者手帳特別項症から第2項症の方は、代筆による代理投票ができます。

認知症の高齢者，知的障がい者，精神障がい者等で判断能力が十分でなく，日常生活での福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安のある方が，地域で安心した生活が送れるように手伝いをする生活支援サービスです。

対象者	利用できる人は次のすべてに該当する方です。 ・契約などの判断に不安がある方 ・サービスを利用する意思のある方 ・サービスの契約内容が理解できる方	
利用するまでの流れ	① 相談（利用希望者が市社会福祉協議会に相談） ② 訪問（専門員が利用希望者の自宅へ訪問） ③ 審査（利用の可否について岡山県社会福祉協議会が審査） ④ 支援計画・契約書の作成（支援計画・契約書の作成） ⑤ 契約（利用者と市社会福祉協議会と岡山県社会福祉協議会との三者契約） ⑥ 援助の開始（生活支援員による手伝いの開始）	
サービス内容	福祉サービスの利用援助	・福祉サービスについての情報提供や助言 ・福祉サービスを利用するときの手続き ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き
	金銭管理サービス	・福祉サービス等利用料金の支払い手続き ・年金等を受け取るための必要な手続き ・公共料金等の支払い手続き ・預金等の出し入れ等の手続き
	書類等預かりサービス	・通帳，印鑑，証書などの重要書類の預かり
利用料	・相談や支援計画の作成は無料です。 ・契約締結後，生活支援による援助にかかる費用は有料となります。 ・利用料の詳細については，社会福祉協議会等へお問い合わせください。	

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など）が、財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

○法定後見制度

名称	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
利用の仕方	①家庭裁判所へ申立て（後見等開始の審判の申立て） ※申立てのできる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長（身寄りのない高齢者の場合など）、検察官など ②成年後見人等の選任（家庭裁判所が選任） ③支援の開始（成年後見人等が支援を開始）		
必要書類	※申立てをする家庭裁判所に確認してください。		
費用	裁判所への手数料、医師の鑑定や診断など（個々の状況により様々です。）		

○任意後見制度

名称	任意後見制度
対象者	判断能力がある人
支援する人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護
代理権	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	なし
利用の仕方	①話し合い（本人と任意後見受任者との話し合い） ②契約（本人と任意後見受任者が公証役場で公正証書を作成し、契約） ③家庭裁判所へ申立て（任意後見監督人選任の申立て） ※申立てのできる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者 ④支援の開始（家庭裁判所で任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の下で保護、支援を開始）
必要書類	※申立てをする家庭裁判所に確認してください。
費用	裁判所への手数料など（個々の状況により様々です。）

【お問い合わせ先】

権利擁護センター “しえん”	TEL 92-8374
総社市 長寿介護課 地域ケア推進係	TEL 92-8373
総社市 福祉課 障がい福祉係	TEL 92-8269
リーガル・エイド岡山高齢者・障がい者支援センター	TEL 086-223-7899
成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部	TEL 086-226-0470
権利擁護センターぱあとなあ岡山	TEL 086-201-5253
岡山家庭裁判所倉敷支部	TEL 086-422-1393
倉敷公証役場（任意後見）	TEL 086-422-4057